

I 環境関連計画

1 海老名市第三次環境基本計画

〈計画期間〉 令和2年度～令和11年度

環境基本計画は、市環境基本条例の基本理念に基づき、市の環境の保全及び創造のための環境対策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を定めた計画です。

環境基本条例の基本理念

- 健康で安全かつ快適な生活を営む良好な環境の確保と将来の世代への継承
- 環境への負荷が少なく、継続的発展の可能な社会の構築
- 地球環境保全の推進

第三次環境基本計画は、総合計画「えびな未来創造プラン2020」をベースとして、環境未来像「みんなが笑顔 にぎわいと自然が共生するまち」を掲げ、市・市民・事業者が協働しながら、まちのにぎわいと環境の保全をともに進め、地球にやさしく誰もが健やかに安心して暮らせる持続可能なまちの実現を目指します。

環境未来像の実現に向け、4つの基本方針に基づき、市の施策や市民、事業者が取り組むべき配慮指針を展開します。

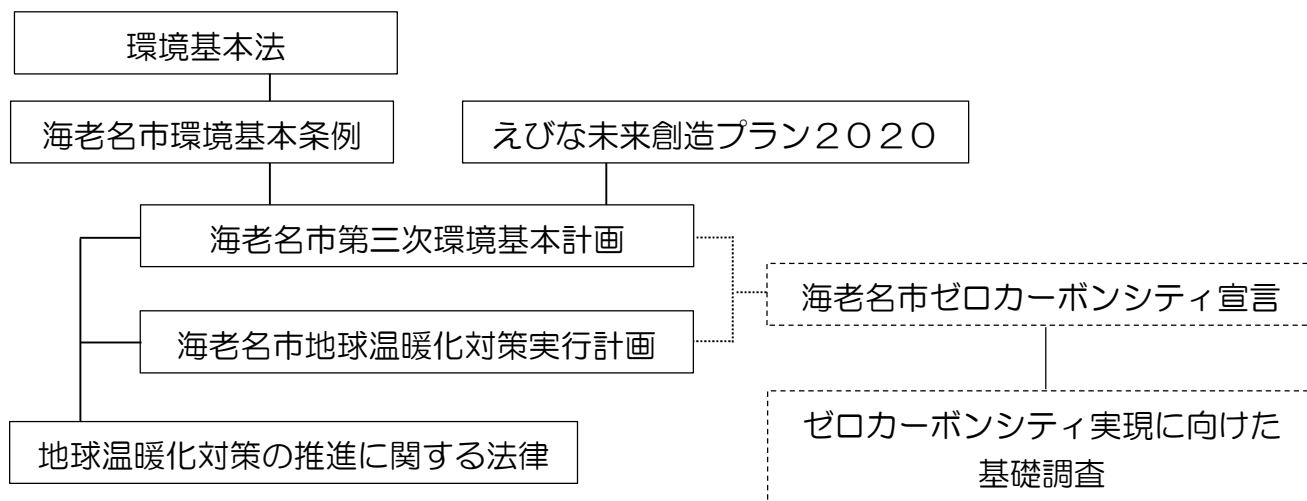
環境未来像

みんなが笑顔 にぎわいと自然が共生するまち

基本方針

- 1 地球にやさしい社会の実現に向けて取り組みます
- 2 健やかに暮らせる安全・安心な環境を確保します
- 3 ”海老名らしさ”を守り、育み、将来に引き継ぎます
- 4 みんなで海老名の環境を考え、行動します

〈計画の位置付け〉



〈SDGsと環境施策〉

環境関連計画の推進を通じて、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の達成への貢献が期待されることから、本市が取組む環境施策とSDGsの関連性を明らかにすることで、計画への理解を深め、市・市民・事業者の協働による更なる取組みの推進を図っています。

〈SDGsの17の目標〉

 1 貧困をなくそう	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 10 人や国の不平等をなくそう	10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する
 2 飢餓をゼロに	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 11 住み続けられるまちづくりを	11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
 3 すべての人に健康と福祉を	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 12 つくる責任 つかう責任	12. つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
 4 質の高い教育をみんなに	4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 13 気候変動に具体的な対策を	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	 14 海の豊かさを守ろう	14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
 6 安全な水とトイレを世界中に	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 15 陸の豊かさを守ろう	15. 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 16 平和と公正をすべての人に	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
 8 働きがいも経済成長も	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	 17 パートナリーシップで目標を達成しよう	17. パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る		

〈第三次環境基本計画の施策の体系〉

環境未来像	基本方針	施策の方針
みんなが笑顔 にぎわいと自然が共生するまち	1 地球にやさしい社会の実現に向けて取り組みます	1-1 地球温暖化対策を推進します      1-2 循環型社会を形成します    1-3 緑・水・生きものと共生します   
	2 健やかに暮らせる安全・安心な環境を確保します	2-1 水環境を守ります   2-2 生活環境を守ります    
	3 “海老名らしさ”を守り、育み、将来に引き継ぎます	3-1 都市環境を整備します   3-2 農地を守ります   3-3 地域資源を守ります  
	4 みんなで海老名の環境を考え、行動します	4-1 環境を考え、行動します  

基本施策	施 策
1 省エネルギーの推進	○省エネ行動の推進 ○エネルギー効率の向上
2 低炭素社会の実現に向けた取組の推進	○再生可能エネルギー等の普及促進 ○環境に配慮した移動手段の推進 ○日常における環境配慮の推進
3 地球温暖化への適応策の推進	○風水害への対応 ○暑熱対策の推進 ○熱中症・感染症対策の推進 ○高温化による農作物への被害の緩和
4 ごみ減量化・資源化に向けた取組の推進	○ごみの発生・排出抑制の推進 ○食品ロス削減の推進 ○再使用・再資源化の推進
5 ごみの適正処理の推進	○環境に配慮したごみ処理体制の推進
6 緑・水辺の保全・活用の推進	○緑化の推進 ○みどりの保全・ふれあいの推進 ○みどりの普及・啓発の推進
7 さまざまな生きものとの共生の推進	○生物多様性の普及・保全・活用の推進 ○生物の生息・生育状況の把握の推進 ○外来生物対策の推進
8 河川等の水質保全	○水質の改善・保全の推進 ○汚染源削減の推進 ○河川水質の監視
9 水循環型社会の構築	○水循環の推進 ○節水の推進 ○地下水の利用による地盤沈下対策の推進
10 大気汚染対策	○工場・事業場・建設作業における対策 ○自動車対策 ○大気環境の監視
11 騒音・振動・悪臭対策	○工場・事業場・建設作業における対策 ○自動車対策 ○生活空間における対策 ○航空機騒音対策
12 化学物質対策	○工場・事業場における対策 ○化学物質汚染に関する監視
13 良好な都市環境の形成	○環境と調和のとれたまちづくりの推進
14 快適な道路環境の形成	○道路交通網の円滑化の推進 ○利用者に配慮した道路整備
15 まちの美化推進	○地域美化の推進 ○不法投棄対策の推進 ○ペットの適正飼養の推進
16 農業振興の推進	○農地の保全・活用の推進 ○地産地消の推進 ○環境に配慮した農業の推進
17 農業とのふれあいの推進	○農業とふれあう機会の拡充
18 豊かな景観づくりの推進	○地域に根差した景観の保全 ○調和のとれた景観の形成
19 歴史遺産等の保護・活用の推進	○歴史的空間・文化財の保護と活用
20 環境への意識づくりの推進	○啓発事業の推進 ○「海老名を愛する」心を育む教育・学習の推進 ○環境関連情報の積極的な収集・発信
21 自発的な環境行動の推進	○多様な主体による参画の推進 ○各種団体の活動支援

2 海老名市地球温暖化対策実行計画

〈計画期間〉 令和 2 年度～令和 12 年度（改定前：平成 29 年度～令和 12 年度）

地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスの削減を目的に策定されています。市では、さらなる地球温暖化対策の推進を図るため、令和 2 年 3 月に計画を改定しました。

事務事業編では、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量を削減するため、令和 12 年度における二酸化炭素の排出量を基準年度（平成 28 年度）比で 40%削減する目標の達成に向けた取組みを示しています。

目 標

エネルギー起源 CO2 排出量
令和 12 年度までに 40%削減（平成 28 年度比）
令和 12 年度の排出量 6,646 t－CO2

基本方針

- 1 職員一人ひとり及び関係者の環境配慮の推進
- 2 設備機器の運用改善
- 3 設備機器の更新

区域施策編では、市域での温室効果ガスの削減に向け、市・市民・事業者のそれぞれの取組みを示しています。

〈市民・事業者・行政の取り組み〉

① 省エネルギー活動等の推進	・ 事業活動、日常活動の省エネ ・ 省エネ型施設等の製造、導入促進 ・ 環境マネジメントシステム導入支援
② 再生可能エネルギーの利用促進	・ 再生可能エネルギー等設備の導入 ・ 再生可能エネルギー等設備導入促進
③ 交通等対策	・ 自動車利用削減の推進 ・ 公共交通の利用促進 ・ 低公害車の導入・エコドライブの促進 ・ 環境に配慮した市街地整備
④ 資源の有効活用及び循環型社会の構築・形成	・ 廃棄物の減量化・資源化の促進
⑤ 緑の保全及び創出	・ 森林、緑地等の維持管理とその支援 ・ 緑化促進、意識の向上 ・ 建築物等への木材利用・農地の保全
⑥ 環境に関する教育の促進及び情報提供	・ 環境教育の促進 ・ 環境への取組や情報の発信、啓発、参加
⑦ 地球温暖化による被害軽減に向けた対策	・ 地球温暖化への適応策の推進

3 海老名市ゼロカーボンシティ宣言

〈宣言日〉令和4年11月1日

市ではこれまで、ごみ減量化や環境保全対策支援事業等、積極的な市域内の二酸化炭素排出量の削減に取り組んできました。

近年、地球温暖化対策に関する自治体への社会的要請が年々大きくなる中、令和4年度より本格的にSDGs（持続可能な開発目標）の取り組みをスタートしたことも踏まえ、SDGsの理念のもとに、市民や事業者、行政などあらゆる主体の協働による脱炭素に向けた取組みを加速するため、2050年までに二酸化炭素排出量を実質的にゼロにする「海老名市ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

＜宣言書＞

海老名市ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化を起因とする気候変動の影響により、猛暑や集中豪雨等による自然災害が激甚化・頻発化し、私たちの生活に深刻な影響を及ぼしています。

2018年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告書では、これらのリスクを低減するためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにして気温上昇を1.5℃に抑えることが必要である旨が示されるとともに、本年4月に公表されたIPCCの報告書において、2025年までに世界全体の温室効果ガス排出量を減少させる必要性について言及されるなど、地球温暖化の防止は世界共通の喫緊の課題となっています。

我が国においては、2020年に「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、全国各地で脱炭素に向けた様々な取組みが進められています。

自然と都市が共存する海老名市においても、市民一人ひとりが自分事として自覚をもって行動し、恵まれた環境をより良い状態で将来の世代に引き継いでいくことが重要です。

これらを踏まえ、海老名市はSDGs（持続可能な開発目標）の理念のもとに、市民や事業者、行政などあらゆる主体の協働による脱炭素に向けた取組みを加速するため、2050年までに二酸化炭素排出量を実質的にゼロにする「海老名市ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことをここに宣言します。

令和4年11月1日 海老名市長 内野 優



4 ゼロカーボンシティ実現に向けた基礎調査

ゼロカーボンシティ実現に向けた第1歩として、温室効果ガス排出量の現状と将来推計、市内における再生可能エネルギーの活用可能性、ゼロカーボン達成に必要な再生化のエネルギー導入量の試算、さらには具体的な施策の提案を行いました。

この結果、国目標に準拠した、2030年に対2013年比で50%削減という目標を達成するためには、膨大な再生可能エネルギーの導入が必要であることがわかりました。

<調査結果の概要>

